

県内の建築確認申請等の受付状況

富山県土木部建築住宅課

建築確認申請の受付状況

- R7年度当初は、R6と比較して、受付件数は大幅に減少したが、6月以降は概ね同程度で推移。
- 号別に見ても、前年と大きく変化はない。(旧4号物件 R6 3,828件 R7 3,300件)
- 一戸建て住宅をはじめとする旧4号建築物(新2号建築物の一部+新3号建築物)が全体の約96%を占める。
- 旧4号建築物のうち新2号建築物が約36%(1175件/3300件)を占める。

県内の建築確認申請の受付状況(特定行政庁・指定確認検査機関計)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
R6	旧1~3号	17	14	16	23	15	12	12	8	10	8	135
	旧4号	355	422	360	419	313	376	449	493	320	321	3828
	計	372	436	376	442	328	388	461	501	330	329	3963

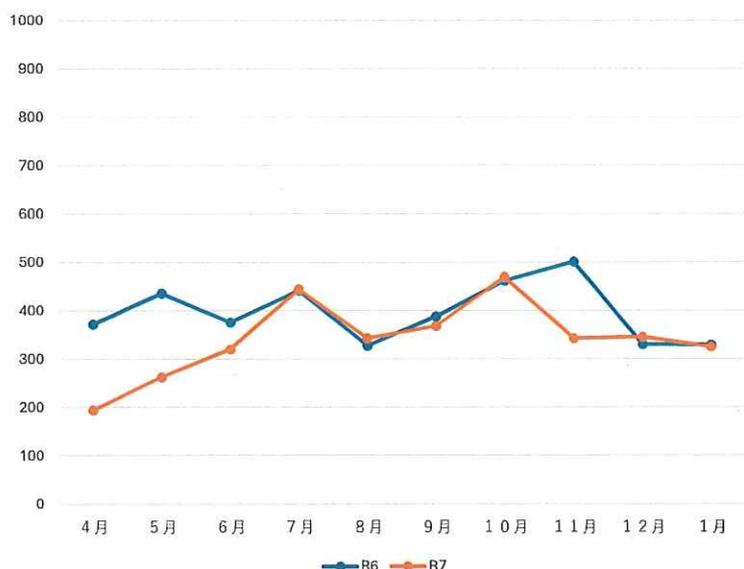
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
R7	1・2号 (旧2・3号)	9	13	9	14	13	5	13	6	14	16	112
	2号 (旧4号)	25	60	121	184	135	160	150	99	117	124	1175
	3号	160	189	190	246	195	203	306	237	214	185	2125
	計	194	262	320	444	343	368	469	342	345	325	3412

※上記は、富山県、富山市、高岡市、(一財)富山県建築住宅センターの合計受付件数
 ※上記数字には法第18条第2項の計画通知を含み、計画変更は含まない。

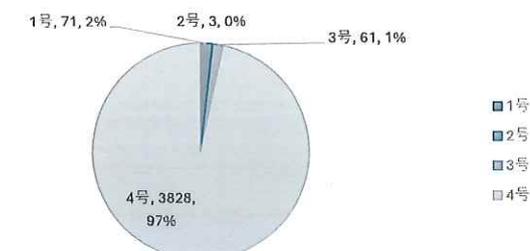
建築確認申請の受付状況

- R7年度当初は、R6と比較して、受付件数は大幅に減少したが、6月以降は概ね同程度で推移。
- 号別に見ても、前年と大きく変化はない。(旧4号物件 R6 3,828件 R7 3,300件)
- 一戸建て住宅をはじめとする旧4号建築物(新2号建築物の一部+新3号建築物)が全体の約96%を占める。
- 旧4号建築物のうち新2号建築物が約36% (1175件/3300件)を占める。

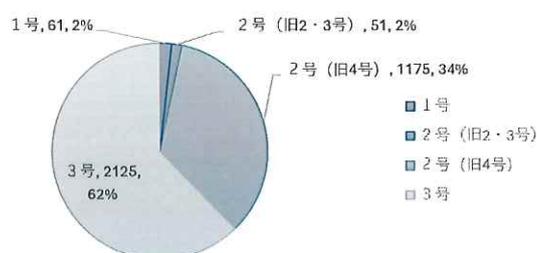
県内の確認申請受付件数の比較



号別確認申請受付件数(R6)



号別確認申請受付件数 (R7)



完了検査申請の受付状況

- R7年度当初は、R6年度と同程度で推移。
- 号別に見ても、前年と大きく変化はない。(旧4号物件 R6 3,596件 R7 3,459件)
- 一戸建て住宅をはじめとする旧4号建築物(新2号建築物の一部+新3号建築物)が全体の約95%を占める。
- 9月以降、新2号建築物の完了検査の受付件数が徐々に増加している。(1月は約87%)

県内の完了検査申請の受付状況(特定行政庁・指定確認検査機関計)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
R6	旧1-3号	6	4	14	12	5	15	13	8	11	16	104
	旧4号	344	290	319	358	322	373	429	391	468	302	3596
	計	350	294	333	370	327	388	442	399	479	318	3700

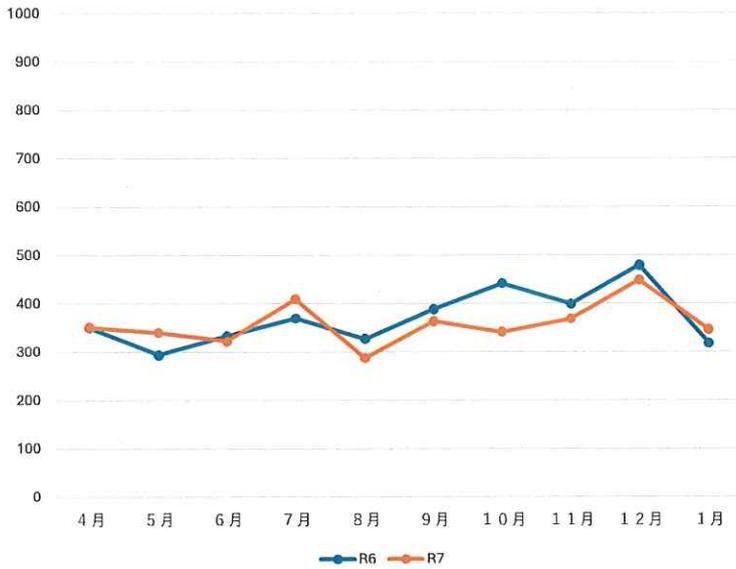
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
R7	1・2号 (旧2・3号)	13	6	8	9	11	19	14	15	15	6	116
	2号 (旧4号)	146	152	127	192	122	119	117	145	173	104	1397
	3号	192	182	187	208	154	225	210	208	260	236	2062
	計	351	340	322	409	287	363	341	368	448	346	3575

※上記は、富山県、富山市、高岡市、(一財)富山県建築住宅センターの合計受付件数
 ※上記数字には法第18条第2項の計画通知を含み、計画変更は含まない。

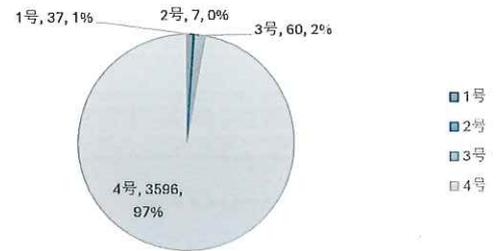
完了検査申請の受付状況

- R7年度当初は、R6年度と同程度で推移。
- 号別に見ても、前年と大きく変化はない。(旧4号物件 R6 3,596件 R7 3,459件)
- 一戸建て住宅をはじめとする旧4号建築物(新2号建築物の一部+新3号建築物)が全体の約95%を占める。
- 9月以降、新2号建築物の完了検査の受付件数が徐々に増加している。(1月は約87%)

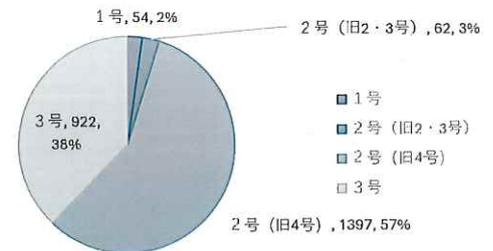
県内の完了検査受付件数の比較



号別完了検査受付件数(R6)



号別完了検査受付件数(R7)



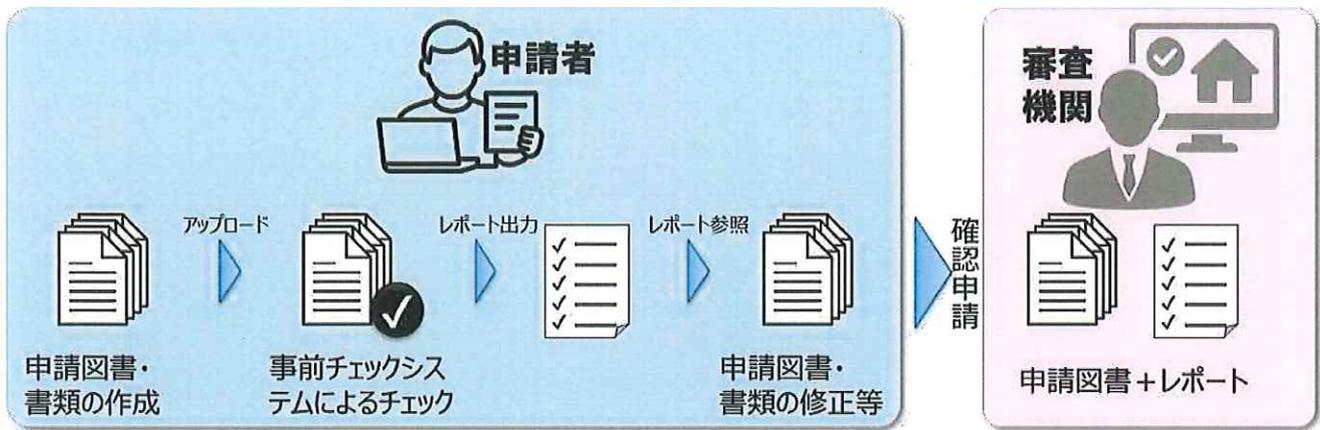
審査機関へ申請する前に… 申請図書・書類の事前チェックをお願いします

建築確認申請において不備の多い申請図書が提出されることが、建築確認の長期化の要因の一つとなっています。こうした状況を受け、一般財団法人日本建築防災協会では、国の支援を受けて、建築確認の円滑化を図るため、AIを活用した**建築確認申請図書作成支援サービス**を提供しています。

本サービスは、建築確認申請図書に記載が必要な事項のうち主要なものについて、申請予定図書に記載がされているかどうかをAIが評価し、レポートを作成するものです。

本サービスを活用し、**確認申請の前に、申請図書が適切に作成されているか自己チェック**をお願いします。

サービスを利用した建築確認申請の流れ



チェック結果のレポート（一部イメージ）

基礎の構造 AIチェック通過 [詳細を隠す] [コメント]

基礎の構造方法（主筋D13、立上り筋D10a200等）、寸法（立上り高さ360以上等）、材料の種別（コンクリート強度30N/m²等）が記載されている。

項目の説明:
基礎の種類、寸法、構造方法及び材料の種別が記載されていること。

基礎に使用する材料の品質 要確認 [詳細を隠す] [コメント]

コンクリート強度の記載はあるが、基礎のコンクリート及び鉄筋の品質が適合する日本産業規格または認定番号の明示的な記載が確認できない。

こちらの資料をご確認ください：[二階建ての木造一戸建て住宅\(給排水法\)等の確認申請・審査マニュアル](#)（ページ34）

項目の説明:
建築物の基礎に使用するコンクリート及び鉄筋の品質が適合する日本産業規格又は認定番号が記載されていること。

▼ **壁に関すること** AIチェック通過 [詳細を隠す]

壁又は筋かい AIチェック通過 [詳細を隠す] [コメント]

軸組計算表に壁・筋かいの位置が平面図で示され、W1~W16の記号と凡例で種類(木材筋かい、構造用合板、ダイライト等)が明記されている。

項目の説明:
壁又は筋かいの位置及び種類が記載されていること。

要確認！

結果を確認して
図書を修正

- ✓ 事前にアカウントの登録が必要です
- ✓ 提供期間は2026年7月31日までの予定です

本サービスの利用はこちらから

建築確認申請図書作成支援サービス

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/kenchikukakunin/>



建築確認申請のよくある指摘事項

建築確認申請における「よくある指摘事項」は下記の通りです。

設計者の皆様におかれましては、下記の点にご留意いただき申請書等を作成してください。

区分	図面名	内容
申請書	第2面	【3. 設計者】壁量計算書や構造計算書の作成を別の構造設計者等が行っている場合は、構造設計者等の情報も記載してください。
		【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画計画の提出】提出不要とする根拠を記載してください。 仕様基準に適合させる場合→「第一号イ（仕様基準）に該当」 設計住宅性能評価を受けた場合→「第二号に該当」 長期優良住宅の認定を受けた場合→「第三号に該当」 3号建築物の場合→（※記載不要です）
	第4面	【11. 確認の特例】【ハ.建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】を正しく記載してください。
	第4面 ～第6面 その他	各床面積、高さ（階高、横架材間の垂直距離等）について、図面と整合を図ってください。 添付資料も含め、全ての設計図書に設計者の記名をしてください。
集団規定 関連	配置図	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請建築物の各部分の高さ、擁壁及び塀の位置、高さ、仕様及び新設又は既設の別等を記載してください。
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類を記載してください。なお、建築基準法で規定する道路種別が不明な場合は、必ず建築場所を所管する特定行政庁で確認してください。
		高さ制限確認に必要な建築物（申請建築物、他の建築物とも）の最高高さ、最高軒高さを記載してください。
立面図	高さ制限の確認においては、検討図又は検討式を記載してください。余裕がない場合は、検討式を記載してください。	
採光計算	平面図	採光補正係数を算定するための数値（開口部の位置、隣地境界線までの水平距離、窓寸法等）を図面に記載してください 1階下屋の窓の採光補正係数の計算、1階軒先だけではなく、2階軒先からの採光補正係数の検討も必要です。（不利な値の方を適用します。）
	立面図	
換気設備	設備平面図	給気機又は給気口の位置、排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置を記載してください。 換気設備の型番を図面に記載してください。
	検討書	ガスコンロ、ガス乾燥機の発熱量根拠を添付してください。また、火気使用室の換気の検討も行ってください。
階段	平面図	手すりの出幅を記載してください。
		まわり階段の有効寸法を表示してください。

区分	図面名	内 容
防腐・防蟻処理	仕様表	地面から1 m以内の防腐・防蟻措置を記入してください。
構造	仕様表	基礎支持地盤の種別及び位置を地盤調査報告書と整合を図ってください。
	構造図	地盤調査の結果により地盤改良や杭が必要な場合は、構造図にその内容を記載してください。併せて地盤改良計画書を添付してください。
	仕様表	屋根ふき材の固定方法を明記してください。板金屋根の場合は昭46建告第109号は適用できませんのでご注意ください。
	平面図 構造図	平面図と構造図で柱、耐力壁、筋交い等の位置の整合を図ってください。
	構造図	筋かいの凡例に「柱頭」と「柱脚」を明示してください。
	面積計算表	存在壁量の算定、見付面積の算定などに用いた値の根拠寸法（耐力壁の壁長、床面積・見付面積の求積寸法など）を図面に明示してください。
	壁量計算書	単位面積当たりの必要壁量算定に際し、図面と表計算ツールの数値（入力値、算出値）の整合を図ってください。
	壁量計算書	『壁量等の基準（令和7年施行）に対応した表計算ツール』は柱の負担面積5㎡、樹種・等級はすぎ・無等級材を前提としております。柱の負担面積がわかる図面を添付してください。柱の負担面積が5㎡を超える場合は、「2～3柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合」を利用してください。 また、軒の出が600mmを超える場合、屋根の勾配が5寸を超える場合は、割増を行う等の調整を行うか、多機能版を使用してください。
	構造図	大臣認定を受けた面材耐力壁を使用される場合、仕様と認定番号を仕様表等に明示してください。 制振装置を使用する場合、認定内容が分かる書類を添付してください。
建築設備	配置図	下水管等の位置及び排出経路又は処理経路を図面に記載してください。
	設備平面図	給水管、給湯管、排水管など配管設備の種別、配置を記載してください。
		常用の電源の種類及び位置を記載してください。
		分電盤の位置を明示してください。
省エネ	仕様表	国土交通省作成の『仕様基準に基づく仕様表作成ツール【木造戸建て住宅用】』を利用する場合は、「仕様表 木造戸建て住宅（仕様基準）」を添付してください。
	平面図 断面図等	断熱材、窓、ドア及び設備（暖冷房、換気、給湯、照明）の仕様を図面に記載してください。
	仕様表	断熱材、窓、ドア及び設備（暖冷房、換気、給湯、照明）の仕様で、性能が分かる資料を添付してください。
	平面図 断面図等	仕様基準の対象部位を図面に明示してください。
手数料	—	申請面積・内容（確認特例の有無、省エネ仕様基準加算など）に応じた手数料額になっているか確認してください。金額や納付方法が不明な場合は、事前に各審査機関へご確認ください。

建築確認申請における質疑応答集【2階建て木造一戸建て住宅版】

NO	問	答	出典 [※]
1	構造図等の他の図書に筋交いの位置を明示している場合も、平面図へ同内容を明記する必要があるか。	規則第1条の3第6項の通り、構造図等の他の図書に壁や筋交いの位置が明示されている場合は、平面図への記載は要しませんが、図面間の不整合や検査の円滑化のため記載されることが望ましいと思われます。	
2	採光計算に用いる開口部面積は呼び寸法でもよいか。	十分な有効開口面積が確保されている場合は、呼び寸法による計算でも可です。ただし、審査機関の判断により、窓ガラスの面積による計算を求める場合があります。	
3	換気や排煙計算に用いる開口部面積は窓ガラスの面積をもとに算定すればよいか。	引き残しを考慮した有効開口寸法による計算を行ってください。	『新・排煙設備技術指針』 ¹⁾ P43 『逐条解説 建築基準法上巻』 ²⁾ P239
4	基礎における主筋と補強筋の緊結は、フックや住宅用ユニットでなければならないのか。	フックや住宅用ユニット鉄筋などは十分な耐力が期待できるものとして挙げられますが、主筋と補強筋とが相互に応力を伝達できるものであれば、それ以外の方法を排除するものではありません。個別具体の建築計画に応じて、設計者が適切に判断してください。 また、審査においては、緊結していることが確認されれば、具体的な緊結方法は審査しません。	『国土交通省質疑応答集』 ³⁾ P62 No.16~18
5	建築基準法施行令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査のために、確認申請においてどのような図書の提出する必要があるか。	構造図等に平成12年建設省告示第1460号表3の(い)(ろ)等を明記いただくとともに、柱頭柱脚金物算定表、使用金物一覧表及び使用する金物の性能がわかる資料を添付してください。	
6	建築基準法施行令第43条第5項ただし書きの「接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合」とは具体的にどのようなことか。	水平力が作用した時の下階柱の柱頭及び上階柱の脚部に生ずる引張力（平成12年建設省告示第1460号の規定に基づき必要となる柱脚部の耐力に相当）に充分抵抗できるよう、N値計算法等により適切な補強金物を選定してください。	『建築物の構造関係技術基準解説書』 ⁴⁾ P115
7	平成12年建設省告示第1347号第1第3項第4号等に規定する「根入れの深さ」は基礎外周部のみに適用されるものと解してよいか。	原則、「根入れの深さ」の規定は基礎の底盤全体に適用されます。ただし、以下のことが確認できれば、建物内部の底盤については適用しません。 ①底盤の位置で地盤の許容応力度が確保されていること ②雨水等の影響がないこと ③告示と同等の基礎ばりとしてのはりせいが確保されていること なお、詳細につきましては「建築物の構造関係技術基準解説書」をご確認ください。	『建築物の構造関係技術基準解説書』 ⁴⁾ P95,96

NO	問	答	出典 [※]
8	H12建告第1347号に基づくべた基礎等の適用可否について、令第93条ただし書により地盤の長期許容応力度を採用している場合、ボーリング調査やスクリーウェイト貫入試験を行わず、設計者が目視で地質を確認したとすることは問題ないか。	令第93条ただし書により地盤の種類を確認する場合、表層のみではなく、基礎底以深の地層構成や成層状態の確認が必要ですが、戸建住宅等であれば、安定した既存宅地であること（同規模・同基礎形式の周辺既存住宅に沈下障害が認められない、盛土ではない等）を周辺調査や既往資料によって設計者が確認していれば、目視のみでも問題ありません。 確認申請においては、その判断根拠を明示してください。	『木造建築物の特例縮小に関する取扱い集 2026年版』 ⁵⁾ P8 Q1-6
9	既存建物が存在する増改築等の場合で、解体完了しなければ、地盤改良の必要性の有無が判断できない場合、確認申請図書にはどのようにどのように記入すればよいか。	地盤改良の必要性の有無の確認については、直近の建築等の工事における計画建築物の図面や地盤改良報告書又は地盤調査報告書の確認が考えられます。その判断根拠を確認申請図書に記入してください。 なお、解体後に地盤調査を行い、基礎形状が変更となる場合は規則第3条の2第九号、十号に該当する場合を除き計画変更が必要です。	
10	鉄筋のミルシートやコンクリート配合計画書や現場写真など、完了検査時に提示が必要な書類について教えてほしい。	富山県建築住宅課HPに掲載の「完了検査時確認書類一覧表」を参照してください。	
11	新2号建築物は、法第7条の6の規定により検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限が適用されますが、建築中の構造見学会等は仮使用認定を受けなければできなくなるのでしょうか？	『工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル』 ⁷⁾ では「建築物の使用とは、人が相当時間継続して建築物に立ち入ることをいうが、現場管理者、工事従事者、管理人、監視員等当該建築物の工事、保守管理等の業務に直接従事する者が当該業務を遂行するために立ち入る場合には、法第7条の6第1項の規定により制限を受ける建築物の使用とは取り扱わない。」とあります。	『工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル』 ⁶⁾ p8

【出典】

- 1) 建設省（現国土交通省）住宅局建指導課 監修、日本建築センター 編集・発行「新・排煙設備指針 1987年版」
- 2) 逐条解説建築基準法編集委員会 編著、株式会社ぎょうせい 発行「逐条解説 建築基準法 改訂版」
- 3) 国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 監修、一般財団法人建築行政情報センター・一般財団法人日本建築防災協会 編集「2025年版 建築物の構造関係技術基準解説書」
- 4) 国土交通省住宅局建築指導課 編集協力、一般財団法人日本建築防災協会 発行「工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル」
- 5) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）に係る質疑応答集（令和8年2月27日時点）
- 6) 日本建築行政会議構造部会 編集、国土交通省住宅局建築指導課参事官（建築企画担当）付 編集協力「木造建築物の特例縮小に関する取扱い集 2026年版」

確認申請等の手数料について

【重要なお知らせ】

◆令和7年9月末で富山県収入証紙を廃止（販売終了）しました。←New

令和7年10月1日以降に書面にて申請する場合の手数料の納付方法は、「①オンライン納付」または「②窓口納付」となります。

詳細はこのページ下部の「[申請手数料の納付方法について](#)」をご確認ください。

◆令和7年4月1日に建築確認申請等の手数料が改定されました。

改正建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律・改正建築基準法が令和7年4月1日に施行されたことにより、建築確認等の手数料が令和7年4月1日に改定となりました。

手数料の金額等については、手数料一覧をご確認ください。

申請手数料について

建築基準法における各申請の手数料の額については次のとおりです。

手数料一覧（単位：円）

申請内容	種 類	法 令 の 条 項	手 数 料 額
確認検査		法第6条第1項ほか	別表参照
許可	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	法第43条第2項第2号	33,000
	公衆便所等の道路内における建築許可	法第44条第1項第2号	
	建築物の建ぺい率の特例	法第53条第4項	
	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外	法第53条第5項第3号	
	用途地域等における建築等許可	法第48条各項ただし書	180,000
	仮設建築物の建築許可	法第85条第5項	別表参照
	その他の許可	法第44条第1項第4号など	160,000
認定	建築物の敷地と道路との関係の建築認定	法第43条第2項第1号	27,000
	一団地認定関係	法第86条第1項ほか	別表参照
	全体計画認定	第86条の8第1項、第3項	別表参照
	仮使用認定	法第7条の6第1項第1号、第2号	別表参照
	その他の認定	令第137条の16第2号など	27,000
道路の位置の指定	道路の位置の指定及び変更	法第42条第1項第5号	50,000
	道路位置指定の廃止		25,000
各種証明	確認台帳記載証明		1,000

別表については2ページ目以降を参照願います。

注意事項

- ・着工日が施行日（令和7年4月1日）以降となる建築物については、改正後の「建築基準法」および「建築物省エネ法」が適用されます。これまで確認申請が不要だった物件や、審査・検査の対象外だった項目が建築物の規模等によっては求められる場合があります。
- ・確認申請から確認済証の交付には一定の審査時間が必要であり施行日以前に着手する予定の場合は時間的余裕をもって申請を行ってください。
- ・施行日以前に確認済証が交付され、着工日が施行日以後になる場合は、計画変更や検査時に省エネ基準適合が必要になるため、あらかじめ省エネ基準に適合した設計にするなどご注意ください。

県からのお知らせ

[令和7年4月1日から建築確認等の手数料が変わります](#)

[手数料一覧（令和7年4月1日から）（新旧対照）（PDF：291KB）](#)

[手数料の算定方法について（令和7年4月1日から）（PDF：284KB）](#)

[手数料改定に関するQ&A（PDF：90KB）](#)

[建築確認等の窓口相談業務の予約制について](#)

確認手数料の改定に合わせて、関係手続きの手数料も改定します。

- ・省エネ関係手数料は[こちら](#)
- ・長期優良住宅の認定等手数料は[こちら](#)

申請手数料の納付方法について

令和7年9月30日をもって、富山県収入証紙の販売が終了しました。

令和7年10月1日以降の「建築基準法」における諸手続きの申請手数料の納付方法は、①オンライン納付または②窓口納付のいずれかからお選びください。

納付方法の詳細は[建築基準法、建築物省エネ法等における諸手続きの申請手数料の納付方法について/県HP](#)をご確認ください。

パターンA（電子申請×①オンライン納付）

電子申請の方法は、[建築確認申請等の電子申請について/県HP](#)をご確認ください。

パターンB（紙申請×①オンライン納付）

手数料をオンライン納付し、申請書類を市町村窓口へ提出する場合は、次の申請フォームから「手数料オンライン納付申請」を行ってください。

※申請が完了したら「申請受付のお知らせ」メールが届きます。このメールの画面をコピーし、申請書類に添付してください。

[建築確認申請等申請手数料のオンライン納付申請フォーム（紙申請・電子申請共通）/富山県電子申請サービス（外部サイトヘリンク）](#)

パターンC（紙申請×②窓口納付）

該当する手続きの「[手数料等納付証明書貼付用紙](#)」をダウンロードし、印刷の上、警察署等に設置されている「手数料収納窓口」へ提示し、支払いを行ってください。

※「手数料等納付証明書貼付用紙」に金額の記載がない場合は、手数料一覧で手数料額を確認し、手書きで記入してください。また、手数料額算定の際には適宜次の「[手数料算定ツール](#)」をご利用ください。

※「手数料算定ツール」は令和7年4月1日以降に工事に着手したもののみ適用可能です。

★[手数料算定ツール（エクセル：29KB）（R070929更新）](#)

支払いが完了したら、領収書が2部発行されます。〈申請書等に貼り付け〉と記載された領収書を貼り付けた「[手数料等納付証明書貼付用紙](#)」を申請書類に添付してください。

[「手数料等納付証明書貼付用紙」のエクセルファイル名及び手数料額等の対応一覧（エクセル：16KB）（R071212更新）](#)

- [建築確認申請（手数料等納付証明書貼付用紙）（PDF：71KB）](#)
- [完了検査申請（手数料等納付証明書貼付用紙）（PDF：73KB）](#)
- [中間検査申請（手数料等納付証明書貼付用紙）（PDF：72KB）](#)

- [許可申請（建築物）（手数料等納付証明書貼付用紙）（PDF：74KB）](#)
- [認定申請（手数料等納付証明書貼付用紙）（PDF：72KB）](#)
- [全体計画認定申請（手数料等納付証明書貼付用紙）（PDF：73KB）](#)
- [確認台帳記載証明願い（手数料等納付証明書貼付用紙）（PDF：74KB）](#)
- [道路位置指定申請（手数料等納付証明書貼付用紙）（PDF：72KB）](#)

その他の申請の「手数料等納付証明書貼付用紙」は次のZIPファイルからダウンロードをお願いします。

- [手数料等納付証明書貼付用紙一式（ZIP：5.534KB）](#)

手数料納付の際の留意点

手数料を納付の際には、下記の点にご留意下さいませようお願いいたします。
料金に関することは、予め各市町村を所管する土木センター建築課へお問い合わせください。
なお、誤った手数料額で納付を行った場合、還付の手続きが必要となる場合があります。

【留意点】

- 希望する申請と「手数料等納付証明書貼付用紙」の手数料名欄に記載の申請名が一致しているか。
- [手数料一覧](#)に記載されている金額と納付額一致しているか。
- 建築確認申請、完了検査申請等において、審査の特例の有無を加味しているか。
- 建築確認申請において、省エネ基準適合を仕様基準により評価する場合に手数料を加算しているか。誤って省エネ適判手数料を加算していないか。
- 完了検査申請において、省エネ基準適合検査に係る手数料の加算をしているか。

※ 確認申請、中間検査及び完了検査については、[\[手数料算定ツール\]](#)をご活用ください。

関連ファイル

[手数料一覧（令和7年4月1日から）（印刷用）（PDF：189KB）](#)

関連リンク

- [富山県収入証紙](#)
- [建築確認申請等窓口](#)
- [富山県建築基準関係規定運用集](#)
- [建築基準法、建築物省エネ法等における諸手続きの申請手数料の納付方法について](#)
- [令和7年9月末で富山県収入証紙を廃止（販売終了）しました](#)
- [手数料収納窓口で納付した手数料の還付請求について](#)
- [建築確認申請等の電子申請について](#)

お問い合わせ

所属課室：土木部建築住宅課建築指導係
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 防災危機管理センター8階
電話番号：076-444-3356
ファックス番号：076-444-4423

富山県庁 法人番号 7000020160008

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
電話番号：(代表)076-431-4111

手数料等納付証明書貼付用紙

県の手数料収納窓口で納付してください。

※現金、クレジットカード、コード決済、電子マネーが使えます。

手数料名： 確認申請（建築物）
 C2025150700005101
¥

窓口で発行されたレシート（「申請書等に貼付け」と記載のあるもの）を貼付けてください。

レシート貼付欄

県確認用【 建築確認申請 】